

# 都市の自然環境の研究

—住宅地の緑の保全と Open Space について—

中島直子

## 1. 既成市街住宅地環境の変容

多様な居住形態や経済活動がみられる日本の既成市街地においては、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて機能性・利便性・経済性が重視されたために、近隣の自然的な生活環境や歴史的建造物等の保全の立場をとるアメニティ志向は、都市の発展には従属的と考えられる傾向があったと思われる。しかし公害が発生し、国土の自然改変が進み、人口が集中する都市においても自然的な生活環境が変容・悪化していることに多数の人々が気づき始めた1970年代以降になると、都市の自然を保全・保護するための運動・施策などが各地で行われるようになった。また既成市街地では従来有為と認識されないままに利用されていた空間、それゆえに他の土地利用に転換した空間が、失われてはじめて意義や価値を確認されたと思われる。子供の遊び場として久しく利用されたあき地、伐採された河沿いの桜の並木、失われた寺社の緑などがそれである。これらは、アメリカの社会学者・都市計画家・造園修景家である August Hec-scher によれば、広義の open space と呼ばれる空間である。

また既成市街地の住宅地の内部や周辺においては、駐車場や中小のサービス業関係の店舗などの第三次産業に分類される事業地が宅地に混在することが多いことが、特に交通便利な住宅地では、住宅地が事業用地化していく一般的傾向がみられる。たとえば東京区部の宅地地積内訳の変遷をみれば、12の区において住宅地地積が減少している。これら12区の住宅地地積は1962年に合計7,880haであったが、1982年には7,248haと20年間に約632ha減少し、この値は1962年の12区宅地総数の約9%に相当する。宅地供給が限定される都心部にあっては住宅地地積のほとんどは事業用地へ転換したものと考えられる(図1)(中島, 1984)。住



図1 住宅地積の減少区(1962~82年)

宅地の事業地化は、居住者にとって近隣に各種サービス業店舗等が立地することによってある点では生活が便利になる反面、open space 減少をはじめ日照・通風・騒音・交通量などの点で生活環境を変容させる結果となる。

## 2. イギリス・日本の Open Space に関して

日本では open space は空地・公共空地・自由空地と訳され、都市計画や造園修景の分野での用語として次第に普及してきたと思われる。しかし、「空地」は古代から使用されている漢語であるために、一般にはアキ地と誤解されやすく、一時的に何も建てられない、用途が未確定な土地、従って住宅地・事業地に転換できる土地、と誤解されがちである。本来 open space は、建築行為を抑制し、衛生・防災その他の環境上や各種のリクリエーションの利用上、永続的に open space であることが必要な土地である。

さて明治以降日本が open space の考え方の手本としたイギリスにおいては、早くから open

spaceの必要性が唱えられ、1877年にはメガロポリス・オープンスペース法 (Megaropolis Open Space Act, 1877) が立法化されている。1760年代以降、産業革命によって生じた大気汚染・スラム形成・伝染病その他疾患の蔓延は、労働者・貧民の健康、都市の衛生に深刻な悪影響を与えていた。<sup>4)</sup> 19世紀後半から20世紀初頭にかけて、ラスキン (1819~1900)、ロバート・オーエン (1771~1858)、エドウィン・チャドウィック (1800~1890)、ロバート・ハンター (1844~1913)、オクタビア・ヒル<sup>5)</sup> (1838~1912) をはじめとする多数の先駆的社会運動家を中心とした運動とそれを反映させることのできる議会政治の存在もあって、公衆衛生法 (1848)、メトロポリス管理法 (Metropolis Management Act, 1855)、メトロポリス・オープンスペース法 (Metropolitan Open Spaces Act, 1877, 1881)、オープン・スペース法 (Open Spaces Act 1890, 1906)、共有地法 (Common Act, 1899)、ナショナル・トラスト法 (National Trust Act, 1907) など数々の立法化とこれに基づく施策が徐々に行われていた。

Open Spaces Act (1906) は、公共のリクリエーション用地・運動場・墓地等の地方権力への譲渡および譲渡された open space 等の地方権力による管理を義務づけた内容であるが、その補足に open space の定義がある。

The expression "open space" means any land, whether inclosed or not, on which there are no buildings or of which not more than one-twentieth part is covered with buildings, and the whole or the remainder of which is laid out as a garden or is used for purposes of recreation, or lies waste and unoccupied:

これによれば「オープン・スペースとは、囲まれていると否とにかかわらず、その土地の20分の1以上が建物で蔽われていない土地であって、その全部又は残部が庭園として設備せられ、又はレクリエーションの目的のための使用せられ又は荒

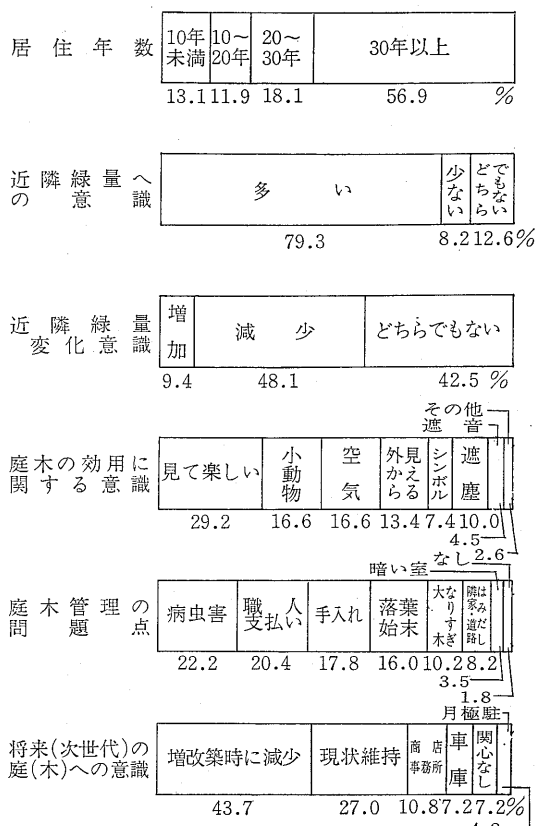
蕪のままに占有されていない土地をいう」(佐藤昌, 1960)。

なおイギリスにおいて一般大衆が利用できる公園は、1840年代以降に王室公園 (ビクトリア公園 1840年、バッターシー公園 1857年) の開放を契機に造成され始めた。といわれる (田中正大, 1974)。

明治維新以後の日本は欧化政策を進め、明治6 (1873)年太政官布達により都市公園が行政制度として発足した。また首都東京の帝都としての体裁を整え、その威信を内外に誇示する必要から、ヨーロッパ列強の首都ロンドン・パリ・ベルリンをモデルにして市区改正 (現在の都市計画に相当) を進める準備が行われた。<sup>6)</sup> その結果は東京市区改正条例 (明治21, 1888年) とこれに基づく具体案である東京市区改正設計としてまとめられた。また1902年にはハワードにより『明日の田園都市』が書かれ、その後田園都市思想は早くに日本に伝えられていたが、政府と東京府の極めて少人数の官僚によって準備された市区改正であった。従って open space 保全をはじめとする都市問題が、社会運動を経験した後に立法化されるに到ったイギリスとは、思想発達史上に大きな差があり、このことがその後の都市計画における open space の位置づけに隔たりを生じさせたものと考えられる。現在の日本でも open space 概念は、その重要性のわりに明確にされていないが、open space 概念の一部である緑地だけは、近年の都市緑化・国土緑化への関心の高まりのなかで、よく使われてきた用語である。元来、緑地とは草木のおい茂っている土地のことであったが、法制上の緑地では必ずしも草木に覆われた土地だけを意味せず、この他に公園・墓地・試験場・遊園地なども含む概念である。また住宅地の樹林地の位置づけもはっきりしていない。

### 3. Open Space としての住宅地樹林地

筆者の調査 (中島, 1984) によれば、既成市街地における樹林地のおよそ半分以上を占めるものに日本では住宅地の樹林地 (庭木) があるが (表1)。この空間は現行の法制上では保全すべき緑



注) アンケート総数300, 回収数160(回収率53.3%)

図2 住宅地の樹林地に関するアンケート(全国)

表1 既成市街地樹林地面積 (ha)

内訳	仙 台		宇 都 宮	
	1975	1981	1974	1982
民 有 緑 地	3.96	2.54	8.69	6.71
公 共 緑 地	2.79	2.95	3.73	2.90

地とみなされていない。しかし事実上、居住者にとって、この空間は目を楽しませ、季節変化を感じ、小動物を眺められる最も身近な open space である(図2)。しかも既成市街地樹林地は、地価が高く土地も限られる日本の都市においては、前述の住宅地の事業地化や増改築の際には第一に消去される可能性の高い緑の空間であることがア

ンケート結果より報告されている(中島, 1984)。

筆者はカラー空中写真を主たる資料として、既成市街樹林地面積の経年変化を仙台・宇都宮・前橋・水戸・上原(渋谷区)・成城(世田谷区)・大塚(文京区)において調査したが(中島, 1983, 1984), 水戸・大塚を除く五地区で樹林地面積は減少を示していた。また内訳を調べると公共緑地(公共性・共用性及び公益性を有する土地にある樹林地を示し、学校・市役所等の公共建築物に付属する樹林地、街路樹、社寺林、公園の樹林地等をさす)と比較し、民有緑地(住宅地樹林地)の減少が著しく(表1), 仙台では公共緑地は6年間で微増に転じていることがわかった。

住宅地の緑に関しては、既成市街地内における総緑量に占める割合の大きさにもかかわらず、それぞれが小規模に民有地内に点在すること、および日本の住居や庭の閉鎖的伝統があるなどのために、都市の open space としての意味づけが遅れていたと考えられる。また庭木のある住居の居住者側にも庭や庭木を囲い込み、近隣の居住者を含む他者に対してこの空間を心理的に共有・共用させる配慮が従来欠けていたことも指摘できるだろう。都市の自然的生活環境の質の保全・創造に住民が気づきはじめた現在、物的豊かさとともに住みよさをも求める街づくりや都市計画にあっては、従来 open space と認識されることの少なかった民有緑地を保全し、将来の都市緑化のなかでこれを有効に活用する方法(平野, 1983)を慎重に考えていく必要があると思われる。そのためには、現代社会で個人が庭・庭木を保全・管理していく上で生ずるいくつかの問題点を、アンケート等により充分に把握しておく必要があるのはいうまでもない。

全国の多数の自治体で、住宅地緑化を推進する緑化協定、不要樹木の有効利用を図るグリーン・バンク制度(北九州市ほか)をはじめとする緑化事業(環境庁, 1983)が試行的に行われたり、民間組織による「市民の森を守る会」(横浜市)や緑化基金などの活動の成果が表れ始めている。これらは住宅地の緑地を保全するための全国レベルの施策への第一歩となっていくものと思われるので、

これらの現状をも調査分析し次の機会に報告を行いたい。

注

- 1) 環境庁「緑の国勢調査」(1976)や建設省「緑のマスタープラン」(1976)、各地で実施された保存樹指定、生け垣条例など。
- 2) 池田宏(1920):自由空地論『都市公論』4—1
- 3) 日本国語大辞典(小学館)には以下のように解説されている。  
【空地】④(古くは「くうじ」)建物や田畑などない土地。あきち。さらち。\*続日本紀一天平勝宝五年九月壬寅「仍追海浜居民遷置於京中空地」\*吾妻鏡一建久元年八月九日「於件近辺者。為御領之上。已多空地云々」\*日葡辞書「Cūgi(クウヂ)。ムナシイッチ<訳>家のないあき地…
- 4) Thomas Bickerton (1936): A Medical History of Liverpool, Edwin(Chadwick (1842): Report on the Sanitary Condition of the Labouring Population of Great Britain, Thomas Shapter (1849): The History of the Cholera in Exeter in 1832など多くの報告がある。
- 5) ロバート・ハンター卿は共有地(Common)保存協会の弁護士として共有地保存運動に協力した。またオクタビア・ヒル女史は住宅改良運動の先駆者で、貧民の住宅に太陽と新鮮な空気を取り入れようと主張し、Open Spaceの保存を訴え、共有地保存運動にも協力していた。さらに前記二人と牧師のキャノン。ローンズリー氏(1851~1920)の三人により1895年にナショナル・トラスト(The National Trust for Places of Historic Interest or Natural Beauty)が創立されている(木原, 1982)。
- 6) 明治13年に東京府庁内に市区取調局が設けられ、明治18年には東京市区改正審議会(政府側13名、東京府側12名の委員より構成)により審議開始。

- 7) 都市緑地保全法(昭和49年2月1日施行)第三条①都市計画法(昭和43年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくは一体となつて、良好な自然的環境を形成しているもの(以下「緑地」という)で、次の各号の一に該当する土地の区域については、都市計画に緑地保全地区を定めることができる。

参考文献

- August Hecksher・佐藤昌訳(1981):『オープン・スペース』, 鹿島出版会。
- 平野侃三(1983):緑化地域制の可能性に関する研究, 造園雑誌46—5, 217—222。
- 環境庁(1983):第4回快適環境シンポジウム資料集。
- 木原啓吉(1982):『歴史的環境——保存と再生——』岩波新書。
- 宮本克己(1976):住宅地における緑地空間の機能・構造に関する計画的な研究, 緑地学研究5, 4—7。
- 中島直子(1983):既成市街地緑地の現状把握——仙台・宇都宮・前橋・水戸・都内二地区の事例より——1983年人文地理学会大会発表要旨集301
- (1984):既成市街地樹林地の現状(1)——緑地に関する総合的分析の視点——, お茶の水女子大学人間文化研究年報7号, 1—13。
- (1984):既成市街地樹林地の変容に対する住民意識に関する研究, 日本地理学会大会発表予稿集25—407。
- (1984):既成市街地居住環境の変容——家族の休息空間の視点から——, 『女性と文化Ⅲ——家・家族・家庭——』JCA出版, 193—213。
- 内務省地方局有志(1980):『田園都市と日本人』, 講談社, 421頁。
- PUBLIC GENERAL ACTS. EDW. VII 1877, 1881, 1890, 1906。
- 佐藤 昌(1960):『公園緑地制度の研究, 英国編Ⅱ』, 公園緑地協会, 229頁。
- 田中正大(1974):『日本の公園』, 鹿島出版会, 274頁。